

(様式6)

(変更)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	27-5	担当課	健康増進課
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例	根拠条項	第9条第2号	不利益処分の種類	過料（障害者等による虚偽の報告、虚偽の物件の提出等）	
<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 〔過料〕</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、精神通院医療に係る自立支援給付に関して法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔報告等〕</p> <p>第9条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p>						